

エイプリル社持続可能な森林管理方針（SFMP2.0）に関する ステークホルダー諮問委員会（SAC）

—第10回SAC会議、パンカランケリンチ（リアウ州、インドネシア）、2017年5月23～25日—

コミュニティ森林地オプションに関する覚書

1. 誰が、何を

SACは、コミュニティ森林地は基本的に、木材供給とコミュニティ開発の両面で開発を進める価値が極めて高いエリアであることに同意する。しかしながら、「コミュニティ森林地」という用語は非常に広義であり、人によって受け止め方が異なる。したがって、アカシアなどの小規模商業プランテーションを指す場合は、「コミュニティまたは小規模造林ファーム」など、より精確な表現を使用することが望ましいとSACは考える。

2. 枠組み

ディスカッションでは、以下の事項に懸念される点が判明した：

- SFMP 2.0コンプライアンス
- 現行政府規制と今後最終決定される政府規制
- 認証要件

SACは、コミュニティ森林プランテーションは、大半が過去に開墾された土地が利用されると予想する。しかしながら、コミュニティ森林地提案にHCV/HCS問題が関係するとなれば、たとえば不条理な結果となるのを避けるためにも特別な条項を策定する必要がある。SACは、何がしかの軽微な資格取得や計画修正が必要となるとしても（SFMP2.1への改訂など）、SFMPの原則を重視すべきであると助言する。コミュニティ森林地や小規模造林活動に関する政府規制および指針は依然として策定段階にあり、今後さらに数年を要する可能性がある。言い換えれば、企業として何ができるかを実証することで、指針策定に建設的に寄与できる大きな可能性がある。現行認証要件は遠からず変更される可能性があり、現行要件順守のための合意確立に的を絞ると、問題が不必要に複雑になる恐れがある。また、木材取引量は限られることから（繊維原料全体の僅か数パーセント）、「規制対象木材」としての取扱いも不可能ではないだろう。さらに、コミュニティや個人の貸借地にあるプランテーションは、認証取得の義務は地主ではなく、開発責任者にある。

3. 内容

SACは、特定のコミュニティ要件および優先事項を満たすことに特化したオプション——土地のレンタルのみであれ、または適切な農業生産の支援を含めた農林業パッケージであれ、生産される木材は企業に属するという契約義務を含むオプション——の開発を提案する。SACは次の構想を支持する：工場からの距離に応じて支払額を加減する、平均を上回る収率にプレミアムを付す、コミュニティ開発プログラムの継続、および所定の条件に基づく前払い条項に従った年払いシステム

将来的には、コミュニティグループや土地所有者との類似の協力協定をNTFPに拡大適用することが可能であろう。

4. どこに

SACは、コンセッションエリア内の比較的生産性の低い土地を占有する人々（MoEFの認可を得て）と、コンセッション外で利用可能な可能性のある土地（最大で200kmの範囲内）を持つコミュニティグループの双方にアプローチすることを提案する。加えて、協定の性質およびエイプリル社が小規模造林農場を支援する理由について誤解の恐れを払しょくするため、ステークホルダーと、オプションについて協議することを提案する。コミュニティ林業は、CD活動であると同時に、ケリンチ工場への繊維供給量を増強し、供給源の多様性を高める試みでもある。